

## 新型コロナワクチンの接種について

☎接種券発送や予約に関すること／市コールセンター(土・日曜日、祝日含む8時30分～20時) ☎(0120)022-894  
 その他のお問い合わせ／新型コロナウイルス対策室 ☎(082)420-0935

### 18歳以上の 3回目接種(追加接種)

2回目の接種を終えてから6カ月を経過した人は、3回目の接種(追加接種)が可能です。対象となる人には、接種時期に間に合うよう、随時接種券を送付しています。

※接種券発送の時期により、2回目からの接種間隔が8カ月または7カ月と記載されている場合がありますが、いずれの人も6カ月経過後に接種可能です。

### 満12歳以上の 1・2回目接種

引き続き予約を受け付けていますので、希望する人は市コールセンターにお問い合わせください。

### 満5～11歳の 1・2回目接種

3月中旬をめどに、個別の医療機関で接種可能となります。対象となる人には、2月末に接種券を送付予定です。  
 ※国の方針により内容が変更となる場合があります。

いずれの人についても、ワクチン接種の日時や場所、予約方法などは、接種券に同封の案内または市ホームページをご確認ください。

#### ■主なQ&A

**Q: 3回目接種が可能な時期が来たのに接種券が届かない。または、5～11歳の児童がいるが接種券が届かない。**

**A:** 再発行などのお手続きをしますので、お手数ですが市コールセンターにお問い合わせください。

**Q: ワクチンの種類はファイザー、モデルナいずれになるのか。**

**A:** 会場や日時により異なります。予約時に、予約サイトまたは市コールセンターでご確認ください。

○新型コロナワクチンに関する厚労省ホームページ

○新型コロナワクチンに関する市ホームページ



## 犬の登録・注射は飼い主の義務です

☎環境先進都市推進課 ☎(082)420-0928

### 犬の登録・注射は 飼い主の義務です

生後91日以上の犬は、登録を行い、狂犬病予防注射を受けさせなければならないことが、狂犬病予防法で義務付けられています。

登録／犬の登録手続きにより、鑑札の交付を受けること  
 注射／狂犬病予防注射の接種により、注射済票の交付を受けること(注射済票の交付を受けなければ、注射済票は見なされません)

### 飼い主の3つの義務を守りましょう

- ① 飼い犬の登録をし、鑑札の交付を受けましょう。
  - ② 年1回の狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせ、注射済票の交付を受けましょう。
  - ③ 鑑札と注射済票を飼い犬に装着しましょう。
- ※登録事項を変更する場合や、飼い犬が死亡した場合は、必ず市役所または各支所に届け出てください。

### 狂犬病は人にも感染します

狂犬病は、発症すると麻痺や精神錯乱などの神経症状を示し、人も犬もほぼ100%死に至る病気です。世界では150以上の国や地域で発生しており、例年、5万人以上が死亡しています。

現在、国内では狂犬病の発生はありませんが、万一、海外から侵入した際に狂犬病がまん延しないための対策が重要です。

あなたと愛犬と皆さんの命を守るために、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう。

### 令和4年度狂犬病予防 集合注射は秋に開催予定

例年、春に開催している狂犬病予防集合注射ですが、令和4年度は令和3年度に引き続き、秋に開催する予定です。詳細は市ホームページをご確認ください。

## 市民課窓口業務のお知らせ

市民課 ☎(082) 420-0925

### 繁忙期カレンダー

3月からは、引越しに伴う届出が集中します。混雑が予想される日避けて手続きをしてください。

4月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	13	14	15	16	17	18	19
						閉庁日	休日 開庁(午前)						閉庁日
3	4	5	6	7	8	9	20	21	22	23	24	25	26
休日 開庁(午前)						閉庁日	閉庁日	閉庁日				閉庁日	
10	11	12	13	14	15	16	27	28	29	30	31		
休日 開庁(午前)						閉庁日	休日 開庁(午前)						

🟡 やや混雑   🟠 混雑   🔴 大変混雑

### 休日・延長受付

☎ 3月13日(日)・27日(日)、  
4月3日(日)・10日(日)、  
4月24日(日)

8時30分～12時30分  
※毎週木曜日(祝日、年末年始除く)は19時まで受付時間を延長しています。

※受付業務および持参物は、事前に市ホームページでご確認ください。

※マイナンバーカードがあればコンビニ交付サービスを利用して住民票などが取得できます。

※休日・延長受付時のマイナンバーカード交付は、事前予約が必要です。市民ポータルサイトから予約できます。

### 証明書コンビニ交付サービスの発行休止

☎ 3月6日(日) 終日



## 水道の使用中止・開始の手続きはお済みですか

業務課 ☎(082) 423-6333

### 使用中止の手続き

転居などで水道などの使用を中止する場合は、事前に届け出てください。

☎ 電子申請または電話  
※届け出がない場合、引き続き料金が発生します。

### 使用開始の手続き

郵便受けなどに備え付けてある使用開始届(ハガキ)に必要な事項を記入して、郵送してください。または、電子申請でも届け出ができます。

※電話では手続きできません。  
※使用開始届が郵便受けなどない場合は、お問い合わせください。

※既に公共下水道などに接続されている場合、水道の中止・開始の手続きを行うことで、公共下水道などもあわせて手続きされます。

※電子申請の場合は、次の二次元コードから手続きしてください。



## 県民税で東広島森が支えられています

農林水産課 ☎(082) 420-0939

**豊**かな森林を県民全体で守り育てるため、県民や企業の皆さんに、「ひろしまの森づくり県民税」の負担をお願いしています。その財源は人工林対策や里山づくりなど「ひろしまの森づくり事業」の実現に役立てられています。

個人/500円(年額)  
法人/年間均等割額の5%相当額

○手入れが必要な森を整備しています

人工林対策/除伐、間伐、被害木の処理、土のうの設置など  
里山林対策/除間伐、災害・鳥獣被害防止、森林活動の支援など

○みんなで森を育てます

本市は、松くい虫被害跡地の整理や鳥獣被害対策など、身近な里山林を整備してきました。そのほか、自治協議会など住民団体による自主的な森林整備活動や、森林学習活動の支援をしています。

今後も、やすらぎと潤いのある生活を維持し、美しい景観を次世代に引き継ぐため、「東広島市の森づくり事業」を進めていきます。